

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する
木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請等に関する費用

姫路木材協同組合

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領の第11に基づき、認定等の費用負担について、下記のとおり定める。

記

1. 認定手数料 (新規および更新継続・区分追加認定時)

認定審査委員会の開催、事務、文書連絡費用として
認定申請書1件あたり 10,000円とする。

2. 制度維持費 (認定期間3年分)

本制度の維持管理費として、12,000円とする

3. 調査費用

現地調査または立入調査費用として実費（交通費・旅費相当額）

本規定は、平成30年 9月15日から適用する。